

「住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム」の 同時設置事業の交付申請を検討されている皆様へ

- ・「FIT（FIP）制度」（電力会社による再生可能エネルギーの固定価格買取制度）については現在、申請の受付を開始しています。
- ・「FIT（FIP）制度以外」及び「住宅用高効率給湯器・住宅用コージェネレーションシステム設置」については、国の交付金を活用する事業であり、国から交付金が受けられることが確定した段階で受付を開始します。（現在、申請の受付を開始していません。）（※4月下旬～5月予定）
- ・受付開始時には市ホームページの新着情報でご案内いたします。

	FIT（FIP）制度		FIT（FIP）制度以外	
	設備	補助上限額	設備	補助上限額
太陽光と蓄電池の 同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
太陽光と蓄電池と 高効率給湯機器の 同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
	高効率給湯機器	上限30万円	高効率給湯機器	上限30万円
太陽光と蓄電池と コージェネレーション システムの同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
	コージェネレーション システム	上限80万円	コージェネレーション システム	上限80万円

◆よくある質問

- Q. 上記太字で囲っている部分について、契約日は令和7年4月1日以降なら良いのか？
- A. いいえ、補助対象となるのは、補助対象設備の設置に係る「契約日」又は「工事開始日」のいずれか早い方の日付が、補助金の対象期間内である必要があります。
補助金の対象期間外の日付の場合は申請の対象となりません。
 なお、補助金の対象となる期間は現在未定であり、国・京都府からの補助金交付決定後に確定します。
- Q. 「手引き」に受付開始前のもの（上記太枠内）まで補助要件の詳細が明記されているが、記載の内容で準備しておけばよいのか？
- A. 令和7年3月時点の情報で作成しているため、今後の国・京都府の動向により要件が変更される可能性があります。現時点におきましては、あくまでも参考としてご理解ください。変更された場合には受付開始時に市ホームページ上でご案内します。

令和7年度

城陽市カーボンニュートラル補助金について

目 的

城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱に基づき、カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量とを均衡させること）に向けた取り組みを実践する市民に対し、予算の範囲内において、下記に係る費用の一部を補助するものです。

★注意★

- ※ 受付は申請順で行います。
- ※ 予算の範囲内での事業となりますので、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 申請は一つの補助対象事業につき、1回限りです。
（申請する補助対象事業の補助金の交付を過去に受けていないこと。）

補助対象事業

- 1 雨水タンクの設置
- 2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置
 - ・FIT（FIP）制度
 - ・FIT（FIP）制度以外
- ※ 補助対象設備
 - 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム
 - 住宅用高効率給湯機器・住宅用コージェネレーションシステム
- 3 住宅窓の断熱改修

補助金交付の流れ

交付申請書等の申請書類一式を揃えて環境課窓口へ提出してください。

- ※ 購入前、工事前の事前申請等は不要です。

ただし、住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業において、事業実施に必要な期間が1年以上で2年度に渡る事業実施を希望する場合は、事業に着手する前に事業開始承認申請が必要となります。

対象設備の購入者は申請者本人又は申請者と同一の住所に居住する者であることが必要です。

- ※ 補助対象事業により提出書類が異なります。詳細は各事業の説明をご確認ください。



申請書類をもって審査します。



補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。



交付決定通知書と同送の請求書の様式に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 交付決定通知書の通知の日から、14日以内に環境課窓口へ提出してください。
- ※ 雨水タンク設置事業は、広報ステッカーを貼った雨水タンク設置後の写真を併せて提出してください。
また、アンケートの協力をお願いする場合がございます。



指定の口座へ補助金を振り込みます。

1 雨水タンクの設置

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有し、若しくは占有する一戸建て住宅への設置であること（借家の場合も申請可能です。）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市雨水貯留施設設置補助金を含む）

【補助対象となる設備等の要件】

◎ 雨水タンク

- 貯留容量が80リットル以上
- 密閉型であること
- 市販品であること
- 新品であること
- 展示販売用として購入したものでないこと

★注意★

- ・ 令和6年4月1日以降に購入した雨水タンクであることが必要です。

【補助対象経費】

- 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の購入に要する費用（税抜）

★注意★

- ・ 設置、運搬、手数料等の費用及び架台等の付属品の購入費用は補助対象になりません。

【補助額】

補助対象経費の4分の3（千円未満端数切り捨て）

上限額：2万1千円

【申請方法】

雨水タンクの設置完了後、以下の書類を環境課に提出してください。

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- ☐ 雨水タンク設置後のカラー写真及び配置図（設置後の雨水タンクを正面から撮ったもの）
 - ※ 交付申請書等の提出時
 - … 広報ステッカーを貼っていない雨水タンク設置後の写真を提出
 - 交付決定通知書の送付後
 - … 広報ステッカーを貼った雨水タンク設置後の写真を提出
 - （交付申請書等の提出時に環境課窓口で広報ステッカーをお渡ししますので、請求書の提出の際に、併せて提出をお願いします。）
- ☐ 雨水タンクの製品名及び貯留容量等が記載された書類
（例：購入時についてくる取扱説明書や保証書に記載されている商品の仕様欄のコピー）
- ☐ 領収書及び明細書の写し ※レシート不可
 - ※ 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の金額がわかるもの
 - ※ 個人に付与されたポイント・クーポンを使用して購入されたものはその分を差し引いた金額が補助対象経費となります。
- ☐ 借家の場合、所有者の承諾書（必須）

【申請期限】

雨水タンクの購入日より3か月以内



2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置

【各制度の補助対象設備及び補助上限額】

	FIT (FIP) 制度		FIT (FIP) 制度以外	
	設備	補助上限額	設備	補助上限額
太陽光と蓄電池の同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器の同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
	高効率給湯機器	上限30万円	高効率給湯機器	上限30万円
太陽光と蓄電池とコージェネレーションシステムの同時設置	太陽光と蓄電池	上限14万円	太陽光と蓄電池	上限27万円
	コージェネレーションシステム	上限80万円	コージェネレーションシステム	上限80万円

※各設備の補助上限額は、各制度のページの【補助額】の項目をご確認ください。

※FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社（送配電事業者）が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

【補助金の申請可能期間】

※申請可能期間内であっても、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
FIT (FIP) 制度	太陽光と蓄電池	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで											
	太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）～ 令和8年1月8日まで											
FIT (FIP) 制度以外	太陽光と蓄電池	国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）～ 令和8年1月8日まで											
	太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）～ 令和8年1月8日まで											
事前開始承認申請制度 ※交付申請は令和8年度となります。		国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）～ 令和8年1月8日まで											

事業の詳細につきましては、次ページ以降をご確認ください。

《FIT（FIP）制度》

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）

【補助対象となる設備等の要件】

＜住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置＞

◎住宅用太陽光発電システム

…太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、電力会社（送配電事業者）と系統連系するシステム

- 公称最大出力の合計値が2kW以上であること

◎住宅用蓄電池システム

…住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及びパワーコンディショナー等の電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置するシステム

- 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置であること

★注意★

以下の場合には補助対象となりません。

- ・ 借家等、自己が所有していない住居に設置した場合
- ・ 設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合
- ・ 既に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合

※ ただし、以下のケースは補助対象となります。

- ① 太陽光発電システムの増設＋住宅用蓄電池システムの新設（同時設置）
- ② 太陽光発電システムの新設＋住宅用蓄電池システムの増設（同時設置）

- ・ 補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

＜住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置＞

◎住宅用高効率給湯機器

…ヒートポンプを用いて少ない電力で湯を供給する給湯機器、少ないガスの消費で湯を供給する給湯機器又はいずれの機能も備える給湯機器

- 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること

◎住宅用コージェネレーションシステム

…天然ガス、LPG等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する装置又は燃料電池

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの購入及び設置に要する費用（税抜）
住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステム	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の別表第1（※）に定める費用（税抜） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 <u>上限額14万円</u> (設置費用等の総額の2分の1以内) ①基本額1万円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (1kW 当たりで表した値) × 1万円 (<u>上限額4万円</u>) ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量(1kWh 当たりで表した値) × 1万5千円 (<u>上限額9万円</u>)
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1 (千円未満端数切り捨て) <u>上限額: 30万円</u>
住宅用コージェネレーション システム	補助対象経費の2分の1 (千円未満端数切り捨て) <u>上限額: 80万円</u>

【申請方法】

本事業に係る工事が終了し、電力会社（送配電事業者）との電力受給契約完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出の際には、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているか事前にご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの
 - 太陽光パネルの配置図は公称最大出力の合計値が確認できるもの
 - ※ 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、型番及び容量が確認できるもの
 - 蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ 電力会社（送配電事業者）との電力受給契約の内容が記載された書類
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- ☐ 蓄電池の容量が確認できる資料（カタログ等の写し）

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、型番が確認できるもの
 - ※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- ☐ 当該設備の仕様が確認できる資料（カタログ等の写し）
- ☐ 温室効果ガス削減効果計算表（住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る）
 - ※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを示す書類
- ☐ 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料（温室効果ガス削減効果計算表に添付）

【申請期限】

太陽光と蓄電池の同時設置	電力会社（送配電事業者）との電力の受給を開始した日から3か月以内
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又は コージェネレーションシステムの同時設置	
事業開始承認申請制度を活用した場合 （太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又は コージェネレーションシステムの同時設置）	補助対象設備の設置完了日（補助対象事業が完了した日）から3か月以内 ※事業実施に必要な期間が1年以上で、2年度に渡る場合は、事業着手前に事業開始承認申請が必要です。 ※申請が可能な期間等の詳細につきましては、別表＜事務手続きの流れ＞をご確認ください。 ※設置完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。

FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置 ＜事務手続きの流れ＞

期限	申請者	書類	市環境課
令和7年4月1日受付開始	契約・工事開始		
	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
電力受給契約の開始日から 3カ月以内	交付申請書等提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	請求書 →	請求書受付
			↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	指定の口座へ補助金を振込 ←	補助金の交付

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムと 住宅用高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）に受付開始	契約・工事開始		
受付開始時期については、市ホームページでお知らせします。	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
電力受給契約の開始日から3カ月以内 かつ令和8年1月8日まで	交付申請書等提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付) ↓	
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	請求書 →	請求書受付
		指定の口座へ補助金を振込 ↓	
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	←	補助金の交付

※住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

《FIT（FIP）制度以外》

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）

【補助対象となる設備等の要件】

＜住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置＞

◎住宅用太陽光発電システム

…太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、電力会社（送配電事業者）と系統連系するシステム

- 公称最大出力の合計値が2kW 以上であること
- 年間で発電する電力量の自家消費率が30%以上であること

◎住宅用蓄電池システム

…住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及びパワーコンディショナー等の電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置するシステム

- 蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkWh 未満（リチウムイオン蓄電池の場合17.76kWh 未満）であること。

※125 万円/kWh（工事費込・税抜）以下の蓄電池システムとなるよう努めてください。

※その他の対象要件の詳細については、自己申請チェックリスト及び誓約書の記載事項をご確認ください。

★注意★

以下の場合には補助対象となりません。

- ・ 借家等、自己が所有していない住居に設置した場合
- ・ 設置する住宅の総床面積の2分の1 以上が店舗等として使用されている場合
- ・ 既に太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合

※ ただし、以下のケースは補助対象となります。

- ①太陽光発電システムの増設＋住宅用蓄電池システムの新設（同時設置）
- ②太陽光発電システムの新設＋住宅用蓄電池システムの増設（同時設置）

- ・ 補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

★参考★

FIT（FIP）制度以外の余剰電力買取事業者の情報については、下記のホームページをご確認ください。

URL：https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

（「非 FIT 余剰電力の買取事業者について」京都府ホームページ）

＜住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置＞

◎住宅用高効率給湯機器

…ヒートポンプを用いて少ない電力で湯を供給する給湯機器、少ないガスの消費で湯を供給する給湯機器又はいずれの機能も備える給湯機器

- 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること

◎住宅用コージェネレーションシステム

…天然ガス、LPG等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する装置又は燃料電池

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費） の別表第1（※）に定める費用（税抜） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）
住宅用高効率給湯機器又は 住宅用コージェネレーション システム	

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 <u>上限額27万円</u> （設置費用等の総額の2分の1以内） ①基本額1万円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 （1kW 当たりで表した値）×2万円 <u>（上限額8万円）</u> ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量（1kWh 当たりで表した値）×3万円 <u>（上限額18万円）</u>
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1（千円未満端数切り捨て） <u>上限額：30万円</u>
住宅用コージェネレーション システム	補助対象経費の2分の1（千円未満端数切り捨て） <u>上限額：80万円</u>

【申請方法】

本事業に係る工事終了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出の際には、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているか事前にご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
- ☐ 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの
太陽光パネルの配置図は公称最大出力の合計値が確認できるもの
- ☐ 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、
型番及び容量が確認できるもの
蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ 小売電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類又は系統連系承諾書
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- ☐ 住宅用太陽光発電システムの工事請負契約書又は売買契約書
- ☐ 発電電力消費計画書
※ 住宅用太陽光発電システムにより発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち30%
以上を当該住宅用太陽光発電システムを設置した住宅で使用する積算が記載された書類
- ☐ 年間発電量見込の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- ☐ 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- ☐ 誓約書
- ☐ 製造業者が発行した蓄電池の保証書の写し
- ☐ パワーコンディショナーの定格出力がわかる資料（カタログ等の写し）
- ☐ 蓄電池の容量がわかる資料（カタログ等の写し）

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、型番が確認できるもの
 - ※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- ☐ 当該設備の仕様が確認できる資料（カタログ等の写し）
- ☐ 温室効果ガス削減効果計算表（住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る）
 - ※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを示す書類
- ☐ 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料（温室効果ガス削減効果計算表に添付）

【申請期限】

太陽光と蓄電池の同時設置	補助対象設備の設置完了日（補助対象事業が完了した日）から3か月以内
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時設置	※事業実施に必要な期間が1年以上で、2年度に渡る場合は、事業着手前に事業開始承認申請が必要です。
事業開始承認申請制度を活用した場合	※申請が可能な期間等の詳細につきましては、別表<事務手続きの流れ>をご確認ください。 ※設置完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。

FIT（FIP）制度以外の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定）に受付開始	契約・工事開始		
受付開始時期については、市ホームページでお知らせします。	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓	交付申請書等	
補助対象事業の完了日から3カ月以内かつ令和8年1月8日まで	交付申請書等の提出	→	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓	請求書	
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	→	請求書の受付
		指定の口座へ補助金を振込	↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	←	補助金の交付

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

FIT（FIP）制度以外の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムと 住宅用高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
国の補助金交付決定後（4月～5月頃を予定） に受付開始	契約・工事開始		
受付開始時期については、市 ホームページでお知らせします。	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
補助対象事業の完了日から3カ月以内かつ 令和8年1月8日まで	交付申請書等の提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 （請求書を併せて送付） ↓	
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
		請求書 →	
交付決定通知から2週間以内	請求書提出		請求書の受付
			↓
		指定の口座へ補助金を振込 ←	
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認		補助金の交付

※住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

事業開始承認申請制度を活用する場合の事務手続きの流れについて

<事務手続きの流れ>

期限	申請者		書類	市環境課
国の補助金交付決定後（４月～５月頃の予定） ＜事業開始承認申請の受付開始＞	事前相談			
令和８年１月８日まで ＜事業開始承認申請の受付＞	↓		事業開始承認申請書等	
	事業開始承認申請		→	受付・審査
			事業開始承認通知書	↓
	契約・工事着工		←	事業開始承認
事業開始承認の翌年度４月１日から国の補助金交付決定を確認するまでの期間は補助対象設備に係る工事不可となりますので、ご注意ください。 工事再開が可能となった時点で市から申請者へお知らせします。	↓	↓	変更承認申請書等	
	契約変更なし	契約変更あり	→	受付・審査
	↓		変更承認通知書	↓
		変更後工事着工	←	変更承認
		↓		
令和８年４月１日～国の補助金交付決定まで ＜工事不可期間＞	＜補助対象設備に係る工事不可期間＞		→	国からの内示確認
			工事再開可能となった旨をお知らせ	↓
国の交付決定後（市からの通知後） ＜工事再開＞	補助対象設備に係る工事再開		←	工事再開通知
	↓			
事業実施期間が１年以上２年以内の事業が交付申請の対象です。	工事完了・代金支払			
	↓		交付申請書等	
補助対象事業の完了日から３カ月以内かつ 令和９年１月８日まで 交付申請書等を受付	交付申請書等の提出		→	申請書の受付・審査
			交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入		←	交付決定
	↓		請求書	
交付決定通知から２週間以内	請求書提出		→	請求書受付
			指定の口座へ補助金を振込	↓
請求書受付から１カ月程度	補助金の入金確認		←	補助金の交付

※事業開始承認により、必ずしも翌年度の補助金の交付が確約されるものではありませんので、ご注意ください。
 ※事業実施期間が１年以上２年以内（補助対象設備にかかる契約～工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が１年以上）の事業が、交付申請の対象となります。
 ※FIT（FIP）制度の太陽光と蓄電池の同時設置のみの場合は、事前開始承認申請制度での申請不可です。

3 住宅窓の断熱改修

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと

【補助対象となる設備等の要件】

ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品

- ガラス若しくは窓の交換、又は既存の窓の内外に新たに窓を設置したもの
- 交換、又は設置を行う製品の熱貫流率が4.65W/m²・K以下のもの
- 市内に事務所又は事業所を置く事業者が発注した事業であること

★注意★

- ・ 全面リフォームにより、窓の位置やサイズが変わった場合も補助対象になります。
- ・ 令和6年4月1日以降に発注した工事であることが必要です。
- ・ 新規に設置した窓は補助対象になりません。

【補助対象経費】

ガラス又は窓の購入に要する費用、ガラス若しくは窓の交換又は窓の設置に要する費用（税抜）

【補助額】

補助対象経費の10分の1（千円未満端数切り捨て）

上限額：5万円

【申請方法】

工事完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- ☐ 工事完了報告書
- ☐ 施工箇所全ての施工後のカラー写真及び施行箇所を示した間取り図
- ☐ 交換したガラス若しくは窓、又は既存の窓の内外に新たに設置した窓の熱貫流率が記載された製品カタログ、仕様書等
- ☐ 窓の断熱改修に係る当該設備の設置費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し

【申請期限】

工事完了日から3か月以内

＜お問い合わせ＞

城陽市役所 市民環境部 環境課 環境係
京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
TEL：0774-56-4061
E-mail：kankyo@city.joyo.lg.jp

